

寄附のお願い

宮崎公立大学は、MMU Vision 2033のもと、「国際」「地域」「つながり」をキーワードに、学生一人ひとりの学びを支える取り組みを進めています。小規模な大学であっても、地域の皆さまと協働しながら活動を積み重ねることが、大きな強みになると考えています。

昨今の物価高騰が続くなか、学生が安心して学び続けられる生活環境を守ることは、大学の大切な使命の一つです。皆さまの温かいご支援は、学生の生活を支え、地域や世界へと一歩踏み出す取り組みに大切に活用させていただきます。

宮崎公立大学は、これからも地域とともに歩み、学生とともに成長してまいります。

今後ともご支援のほど、心よりお願い申し上げます。

宮崎公立大学の寄附金制度

寄附金名称	大学版ふるさと納税	宮崎公立大学寄附金	古本募金：ブックループ
寄付先	宮崎市	宮崎公立大学	宮崎公立大学
寄附金の活用方法	各種プロジェクトに要する事業経費	学術研究・修学支援・その他大学運営に要する経費	学生支援に要する経費
寄附方法	クレジットカード	現金、クレジットカード等	読み終えた書籍や、ご不要のDVD・CD等を本事業の提携会社に発送
寄附金額等	1,000円から	・一口5,000円（5,000円以下の寄附もお受けします） ・法人上限なし	・5冊から送料無料 ・ISBNコードがついている書籍やDVD等の買い取り
寄附対象者	どなたでも ※宮崎市在住の方も可能です	どなたでも	どなたでも
税制上の優遇措置	あり	あり	あり
ワンストップ特例制度の利用	利用できます	利用できません	利用できません
返礼品の有無	ありません	ありません	ありません
お申込み、詳細は こちらから			

お問い合わせ先

公立大学法人宮崎公立大学 企画総務課経営戦略係
TEL 0985-20-2000 / Email keiri@miyazaki-mu.ac.jp

裏面に詳細を
掲載しています

宮崎公立大学のさらなる発展のために みなさまのご支援をお願いいたします

宮崎公立大学では、幅広い国際交流や積極的な地域貢献、奨学金制度などの学生支援をより一層充実させるため、企業・団体や個人の皆様からのご寄附をお願いしております。

寄附のご報告

皆さまからの温かいご支援により、令和7年度の寄附金総額は、3,663,552円となりました。皆様の深いご理解とご協力に感謝し、厚く御礼申し上げます。また、いただいた寄附金の使途(令和7年度実績)につきまして、以下のとおりご報告いたします。

【寄附金の使途一覧（令和7年度実績）】

学術研究関連

地域活動研究実施経費・専門図書等の購入など

修学支援関連

修学支援奨学金・学生応援定食事業の一部

国際交流関連

留学生宿舎の設備維持経費

大学運営関連

授業実施経費・福利厚生設備整備に係る経費の一部など



ご寄附について

お問い合わせ・申込書送付先

〒880-8520 宮崎県宮崎市船塚1丁目1-2 宮崎公立大学 企画総務課 経営戦略係

TEL 0985-20-2000 FAX 0985-20-4820 URL : <https://www.miyazaki-mu.ac.jp>

【寄附金の単位】

個人 一口 5,000円

ただし5,000円以下のご寄附もお受けします。

法人 金額は特に定めておりません。

※条件が付されている寄附金は受入れできません。

詳しくは本学HPまたは寄附申込書裏面をご覧ください。

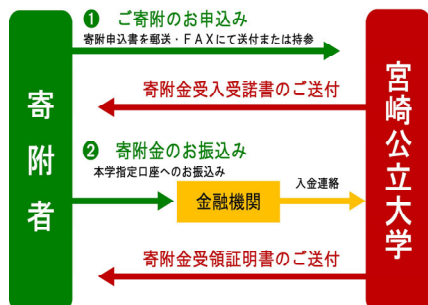
クレジット決済等による寄附

大学HPまたは右のQRコードから、WEB申込フォームにご入力いただき、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy決済によりご寄附いただけます。



金融機関への振込による寄附

寄附金申込書に必要事項をご記入の上、郵送・FAXでお送りいただくか、ご持参ください。申込書を受領後、大学から指定口座を記載した寄附金受入受諾書をお送りいたします。



税制上の優遇措置についてのお知らせ

本学の「修学支援事業基金」にご寄附いただいた場合、所得控除に加えて、税額控除を選択することができます。

■所得控除

【通常】

課税所得 × 所得税率 = 所得税額

【寄附したとき】

課税所得 寄附金控除 × 所得税率 = 所得税額 軽減

課税所得から「寄附金額-2,000円」の額が控除され、所得税額が軽減されます。課税所得に占める寄附金額が大きい場合に、減税効果も大きくなります。

■税額控除

※本学の「修学支援事業基金」へのご寄附に適用されます。

【通常】

課税所得 × 所得税率 = 所得税額

【寄附したとき】

課税所得 × 所得税率 = 所得税額 寄附金控除

所得税額から「寄附金額-2,000円」×40%の額が控除され、所得税額が軽減されます。

所得税率に関係なく所得税から直接控除されるため、特に小口の寄附のときに所得控除と比べて減税効果が大きくなります。

< ご 記 入 例 >

お申込日をご記入ください。

〇〇年〇月〇日

公立大学法人宮崎公立大学

理事長 殿

寄附者 住所（〒 ）

住所・氏名をご記入いただき、捺印をお願いいたします。

法人の場合は法人名・役職名をご記入いただき、法人代表者印をお願いいたします。

氏 名

印

（法人にあっては、法人名および職・氏名）

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 円 金額をご記入ください。

2 寄附の目的（いずれかの□にレを記入）

☐ 学術研究のため☐ 修学支援のため（授業料等減免事業または海外留学助成事業）

※ 修学支援（授業料等減免事業または海外留学助成事業）への寄附については、寄附者のご意向により、確定申告の際に所得控除または税額控除のどちらかを選択できます。

☐ その他大学運営のため 上記「修学支援」以外の学生支援や地域貢献などの場合はこちらにチェックを入れてください。

3 寄附条件 〔 ご寄附の条件がある場合には、こちらに条件をご記入ください。条件がない場合は、「なし」とご記入ください。 〕

4 本学とのご関係（いずれかの□にレを記入）

☐ 一般の方☐ 卒業生（卒業年月： 年 月）☐ 在学生・卒業生の保護者☐ 教職員（退職者含む）☐ 法人・団体等

5 寄附について、本学ホームページにおける氏名の公表の可否（いずれかの□にレを記入）

☐ 可 ☐ 不可

大学からの書類の送付先が上記の住所と同じ場合は、電話番号およびメールアドレスのご記入のみで構いません。

6 連絡先（寄附金受入受諾書等送付先）

所在地：（〒 ）

TEL：

E-mail：

所属・担当者氏名（法人の場合のみ）：

7 その他

公立大学法人宮崎公立大学寄附金規程第6条（受入れの制限）の第1号から第4号は該当いたしません。

宮崎公立大学寄附金規程（抜粋）

第6条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。

(3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(4) 寄附申込後、寄附者がある意思により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。

(5) その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件

公立大学法人宮崎公立大学

理事長 殿

寄附者 住所（〒 ）

氏 名 印
（法人にあっては、法人名および職・氏名）

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附の目的（いずれかの□にレを記入）

☐ 学術研究のため

☐ 修学支援のため（授業料等減免事業または海外留学助成事業）

※ 修学支援（授業料等減免事業または海外留学助成事業）への寄附については、寄附者
のご意向により、確定申告の際に所得控除または税額控除のどちらかを選択できます。

☐ その他大学運営のため

3 寄附条件 []

4 本学とのご関係（いずれかの□にレを記入）

☐ 一般の方

☐ 卒業生（卒業年月： 年 月）

☐ 在学生・卒業生の保護者

☐ 教職員（退職者含む）

☐ 法人・団体等

5 寄附について、本学ホームページにおける氏名の公表の可否（いずれかの□にレを記入）

☐ 可

☐ 不可

6 連絡先（寄附金受入受諾書等送付先）

所在地：（〒 ）	
TEL：	E-mail：
所属・担当者氏名（法人の場合のみ）：	

7 その他

公立大学法人宮崎公立大学寄附金規程第6条（受入れの制限）の第1号から第4号は該当いたしません。